

平成30年度栃木県議会 第352回通常会議案（1）目次

第1号議案	平成30年度栃木県一般会計補正予算（第1号）	1
第2号議案	平成30年度栃木県小規模企業者等設備資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）	15
第3号議案	平成30年度栃木県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）	17
第4号議案	栃木県地方創生拠点整備基金条例の制定について	19
第5号議案	栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	21
第6号議案	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正について	23
第7号議案	栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正について	29
第8号議案	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	33
第9号議案	栃木県建築基準条例等の一部改正について	35
第10号議案	栃木県公安委員会委員の任命同意について	39
第11号議案	栃木県公害審査委員会委員の任命同意について	41
第12号議案	宇都宮市及び芳賀郡芳賀町の境界変更について	43

第13号議案	小山市及び下都賀郡野木町の境界変更について……………	45
第14号議案	権利の放棄について……………	47
第15号議案	工事請負契約の締結について（栃木県総合文化センター大規模改修工事）……………	49
第16号議案	工事請負契約の締結について（栃木県総合文化センター大規模改修電気設備工事）……………	51
第17号議案	工事請負契約の締結について（栃木県総合文化センター大規模改修機械設備工事）……………	53
第18号議案	工事請負契約の締結について（栃木県総合文化センター舞台機構改修工事）……………	55
第19号議案	工事請負契約の締結について（栃木県総合文化センター舞台照明改修工事）……………	57
第20号議案	工事請負契約の締結について（栃木県立博物館収蔵庫新築工事）……………	59
第21号議案	工事請負契約の変更について（栃木会館解体工事）……………	61
第22号議案	地方独立行政法人栃木県立がんセンターの定款の変更について……………	63
第23号議案	平成29年度栃木県電気事業会計未処分利益剰余金の処分について……………	67
第24号議案	平成29年度栃木県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について……………	69
第25号議案	平成29年度栃木県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について……………	71
第26号議案	平成29年度栃木県用地造成事業会計資本金の額の減少について……………	73
認定第1号	平成29年度栃木県病院事業会計決算の認定について……………	75

認定第2号	平成29年度栃木県電気事業会計決算の認定について……………	77
認定第3号	平成29年度栃木県水道事業会計決算の認定について……………	79
認定第4号	平成29年度栃木県工業用水道事業会計決算の認定について……………	81
認定第5号	平成29年度栃木県用地造成事業会計決算の認定について……………	83
認定第6号	平成29年度栃木県施設管理事業会計決算の認定について……………	85
報告第1号	平成29年度栃木県電気事業会計継続費精算報告書の報告について……………	87
報告第2号	平成29年度栃木県水道事業会計継続費精算報告書の報告について……………	89
報告第3号	平成29年度栃木県工業用水道事業会計継続費精算報告書の報告について……………	91
報告第4号	知事の専決処分事項報告について……………	93

第1号議案

平成30年度栃木県一般会計補正予算（第1号）

平成30年度栃木県の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,713,240千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 809,123,240千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加、変更は、「第5表地方債補正」による。

平成30年9月19日提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		2,819,894	94,821	2,914,715
	1 負担金	2,819,894	94,821	2,914,715
9 国庫支出金		86,251,275	1,082,127	87,333,402
	2 国庫補助金	40,562,794	1,082,127	41,644,921
11 寄附金		86,662	1,000	87,662
	1 寄附金	86,662	1,000	87,662
12 繰入金		26,232,665	861,211	27,093,876
	2 基金繰入金	26,019,671	861,211	26,880,882
13 繰越金		1,000,000	859,582	1,859,582
	1 繰越金	1,000,000	859,582	1,859,582
14 諸収入		90,628,492	11,499	90,639,991
	7 雑収入	8,148,495	11,499	8,159,994
15 県債		101,100,000	2,803,000	103,903,000

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 県債	101,100,000	2,803,000	103,903,000
歳入	合計	803,410,000	5,713,240	809,123,240

歳 出		(単位千円)			
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
1 議 会 費		1,495,521	3,994	1,499,515	
	1 議 会 費	1,495,521	3,994	1,499,515	
2 総 務 費		37,779,683	1,276,672	39,056,355	
	1 総 務 管 理 費	13,262,390	182,000	13,444,390	
3 民 生 費	2 企 画 費	10,066,275	1,094,672	11,160,947	
		100,140,842	106,557	100,247,399	
4 衛 生 費	1 社 会 福 祉 費	59,687,424	104,803	59,792,227	
	3 生 活 保 護 費	3,981,982	1,754	3,983,736	
4 衛 生 費		59,392,741	266,110	59,658,851	
	1 公 衆 衛 生 費	27,544,615	114,082	27,658,697	
5 労 働 費	2 環 境 衛 生 費	1,804,034	115,501	1,919,535	
	4 医 薬 費	19,621,240	35,527	19,656,767	
5 労 働 費	6 環 境 対 策 費	3,837,162	1,000	3,838,162	
		2,385,907	32,030	2,417,937	

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費	2 職業訓練費	1,784,633	32,030	1,816,663
		36,340,412	905,590	37,246,002
	1 農業費	12,749,053	12,004	12,761,057
	3 農地費	9,715,827	892,586	10,608,413
7 商工費	4 林業費	8,935,446	1,000	8,936,446
		64,642,719	179,547	64,822,266
8 土木費	1 商工費	63,185,342	179,547	63,364,889
		86,382,316	1,730,000	88,112,316
	2 道路橋りょう費	43,550,774	450,000	44,000,774
9 警察費	3 河川費	13,357,673	1,280,000	14,637,673
		43,625,949	261,740	43,887,689
10 教育費	1 警察管理費	42,284,036	261,740	42,545,776
		184,885,247	951,000	185,836,247
	4 高等学校費	34,453,392	945,000	35,398,392
	5 特別支援学校費	14,614,604	6,000	14,620,604

歳	出	合	計	803,410,000	5,713,240	809,123,240
---	---	---	---	-------------	-----------	-------------

第2表 追加継続費補正

(単位千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
7 商工費	1 商工費	組織物技術支援センター一整備費	610,288	平成30年度	162,422
				平成31年度	447,866

第3表 繰越明許費

第3表 繰越明許費		(単位千円)		
款	項	事業名	金額	額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路保全事業費(補助)	764,100	
		快適で安全な道づくり事業費(補助)	9,100,000	
		快適で安全な道づくり事業費(単)	1,200,000	
3 河川費	川	河川砂防保全事業費(単)	120,000	
		緊急防災・減災対策事業費(河川砂防)	360,000	
		河川砂防施設づくり事業費(単)	60,000	
		河川受託事業費	80,000	
		安全な川づくり事業費(補助)	1,700,000	
		市町村川づくり助成費(補助)	70,000	
		ダム施設保全事業費(補助)	25,000	
		ダム施設保全事業費(単)	5,000	
		砂防調査費	4,500	
		砂防受託事業費	43,000	

款	項	事	業	名	金	額
		砂防施設づくり	事業費	(補助)		1,231,000
	4 都 市	土地区画整理	事業助成費	(補助)		271,000
		街路づくり	事業費	(補助)		1,884,000
		魅力ある公園づくり	事業費	(補助)		84,000
		魅力ある公園づくり	事業費	(県単)		18,000
	5 住 宅	県営住宅整備	事業費	(補助)		10,000
10 教 育	4 高 等 学 校	高等学校	舎等整備	備費		450,000

第4表 債務負担行為補正			
追加 (単位千円)			
事	項	期	間
事	項	限	度
事	項	額	額
	国体準備事業 (ボート競技規格艇共同整備分)	平成31年度	24,500
	道路照明E S C O事業 (県央地域)	平成31年度から平成40年度まで	2,040,000

第5表 地方債補正

1 追加

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>組織物技術支援センター整備費</p>	<p>73,000</p>	<p>普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるための必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）</p>	<p>9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行つた後においては、当該見直し後の利率とする。）</p>	<p>償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができ。</p>

2 変更		(単位千円)												
		起債の目的					補正前					補正後		
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
県庁舎等施設整備費	950,000	普通貸借又は債券発行(発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。)	9.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	償還年限30年以内(うち据置期間5年以内)とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括償還する方法による。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができ。	1,086,000	普通貸借又は債券発行(発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。)	9.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	償還年限30年以内(うち据置期間5年以内)とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括償還する方法による。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができ。	1,086,000	普通貸借又は債券発行(発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。)	9.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	償還年限30年以内(うち据置期間5年以内)とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括償還する方法による。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができ。		
社会福祉施設整備費	326,000	同	同	同	338,000	同	同	同	338,000	同	同	同		
土地改良事業費	1,248,000	同	同	同	1,358,000	同	同	同	1,358,000	同	同	同		
地方道路等整備事業費	8,508,000	同	同	同	8,913,000	同	同	同	8,913,000	同	同	同		
河川等整備事業費	1,300,000	同	同	同	2,452,000	同	同	同	2,452,000	同	同	同		

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
警察施設整備費	548,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括償還する方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができ。	711,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括償還する方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができ。
交通安全施設整備費	957,000	同	同	同	989,000	同	同	同
高等学校施設整備費	1,552,000	同	同	同	2,268,000	同	同	同
特別支援学校施設整備費	112,000	同	同	同	116,000	同	同	同

第2号議案

平成30年度栃木県小規模企業者等設備資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度栃木県小規模企業者等設備資金貸付事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

平成30年9月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 債務負担行為

(単位千円)

事	項	期	間	限	度	額
事	業	業	に	対	す	る
栃木県産業振興センター	が行う	とちぎ未来チャレンジファンド	による	損失	補償	4,500,000

第3号議案

平成30年度栃木県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度栃木県流域下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

平成30年9月19日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
1 流域下水道事業費	2 流域下水道建設事業費	流域下水道建設事業費	858,065